

## 会長談話

改正農地法等が本日、施行されました。公布から6ヶ月弱、政令・省令、事務処理基準等のガイドラインの検討、説明会の開催等、政府ならびに国会の関係者の皆様のご尽力とご努力に敬意を表するものであります。

この新たな農地制度を農業・農村現場に普及浸透するとともに、適正かつ円滑に運用するためには、現場で実務を担うわれわれ農業委員会系統組織の果たす役割と責務は極めて重要であり、改めて、身の引き締まる思いであります。

改正農地法等は、農地の減少に歯止めをかけ、将来に向けて必要な農地を確保するとともに、より貸しやすく借りやすくすることで、地域の担い手をしっかり育成・確保するというのが趣旨であります。

われわれ農業委員会系統組織では、これまでも農地の確保・有効利用と担い手の育成・確保に全力で取り組んできました。改正農地法等の施行を迎え、組織の役割の重要性を認識し、初心に帰り、襟を正し、農業者の代表としての自覚と責任を持って、全力で取り組んで行く所存であります。

とりわけ、農業委員会への活動支援や事務局職員の確保・増員などの体制強化とともに、制度の適正な運用に向けた公平かつ公正な審議に努めることが重要であります。このため、審議の透明性を通じた信頼性の確保、目標・計画に基づく活動とその点検・評価、農地の利用状況の把握や耕作放棄地の発生防止と解消、担い手への農地の利用集積など、これまでの取り組みをさらに強化していくことが必要だと考えております。

本日、改正農地法等の施行に当たり、われわれ農業委員会系統組織として、期待される役割・機能を十全に果たすべく、組織の総力を上げて、全力で取り組む決意を新たにしているところです。農業委員会の体制整備と円滑な運営に向け、政府ならびに地方自治体をはじめ関係機関・団体の皆様の一層のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

平成21年12月15日

全国農業会議所  
会長 太田 豊秋